

マネージメント・レター No.267マイカー通勤者の通勤手当

平成 23 年度税制改正により、マイカー通勤者の通勤手当の非課税限度額が変わりました。

自動車・自転車などの交通用具を使用して通勤する者に支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。非課税となる 1 か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、以下のように定められています。

<u>片道の通勤距離</u>	<u>1 か月当たりの限度額</u>
① 2 キロメートル未満	全額課税
② 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100 円
③ 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500 円
④ 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300 円
⑤ 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100 円
⑥ 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	20,900 円
⑦ 45 キロメートル以上	24,500 円

片道の通勤距離が 15 キロメートル以上の人、電車やバスを利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券 1 か月当たりの金額が、それぞれの限度額を超える場合にはその定期券の金額（最高 10 万円）が限度額とされていました。（旧所令 20 の 2 二ハ～ヘ）

今回の改正により、この限度額の上乗せ措置が廃止されました。マイカー通勤者の通勤手当が片道の通勤距離に応じた上記の限度額を超える場合には、その超える金額については課税の対象となります。

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

（所令附則 3）

通勤手当を公共交通機関の通勤定期代に合わせて支給している事業所は、マイカー通勤者の非課税限度額の確認を年末調整の準備とともに行われてはいかがでしょうか。

 **今月のワンポイント** **【ハーブのお話】**

ハーブは料理やアロマなど幅広い用途ですっかり生活の中に溶け込んでいますが、代表的なハーブとその効用について挙げてみたいと思います。

《レモンバーム》 リラックス、安眠 《ミント》 リフレッシュ、殺菌効果

《どくだみ》 解毒、血行促進

ハーブによっては持病や妊婦、子供などの摂取が禁忌となっているものもあるので注意が必要ですが、上手に取り入れて日々の生活を豊かにしたいものですね。